

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、○年○月○日、A所在のB会社に雇用され、土工として就労していた。
- 2 請求人は、○年○月○日、鉄柱の撤去作業をしている時に右手を挟まれ負傷し（以下「本件災害」という。）、同日、C医療機関に受診し「右中指・環指挫創、末梢神経障害」と診断され、同年○月○日、D病院に転医し「右中指・環指打撲挫傷、外傷性指神経障害」（以下「本件傷病」という。）と診断され、療養の結果、同年○月○日に治療終了となった。

請求人は、治療終了後、障害補償給付を請求したところ、監督署長は請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則（以下「労災則」という。）別表第1に定める障害等級表上の障害等級（以下「障害等級」という。）第14級に該当するものと認めたが、請求人には、既存障害として同一系列に属する神経系統の障害として障害等級第14級の障害が存していたことから、加重には該当しないと判断し、これを支給しない旨の処分（以下「前回処分」という。）をした。

請求人は、同処分を不服として、審査請求を経て再審査請求を行ったところ、当審査会は、請求人の本件傷病が治癒の状態にあったと判断できないから同処分は失当であるとして、○年○月○日付けで、同処分を取り消す旨の裁決をした（平成28年労第321号事件）（以下「前裁決」という。）。

- 3 本件は、請求人が、前裁決を受け、改めて障害補償給付を請求したところ、監督署長は、○年○月○日時点で治癒（症状固定）しており、請求人に残存する障

害の程度は、障害等級第14級に該当するものと認めたが、前回処分と同じ理由で、これを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。

- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が○年○月○日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人

（略）

- 2 原処分庁

（略）

第4 争 点

請求人の本件傷病が、○年○月○日において治癒の状態にあったと認められるか、また、請求人に残存する障害が、障害等級第14級を超える障害等級に該当する障害であると認められるか。

第5 審査資料

（略）

第6 理 由

- 1 当審査会の事実認定

（略）

- 2 当審査会の判断

（1）請求人は、過去においても症状固定はしていないと主張するので、以下検討する。

ア 労災保険制度における治癒（症状固定）とは、社会一般で理解されているいわゆる全治と異なり、傷病の症状が固定した状態に至って、これ以上症状の改善のための効果的な治療が期待できなくなった状態をいうものであり、身体に障害が残り、それに対しての対症療法が行われていたとしても、当該傷病は治癒したものとして判断されるものである。

イ E医師は、○年○月○日付け意見書において、「○年○月○日時点で症状固定の状態に至っていると考えられる。」と述べており、この点について、F医師も、○年○月○日付け意見書において、「E医師は○年○月○日時点

で症状固定の状態に至っていると考えられると判断した。症状固定日については、受傷日及びその経過からみて妥当である。」と述べている。

ウ そこで、当審査会においても、診療録をはじめとする一件記録を精査したところ、請求人の本件傷病は同日をもって治癒していたものと判断する。

(2) 次に、請求人は手指に神経症状を残し、可動域制限があると主張するので、以下検討する。

ア E医師は、○年○月○日付け診断書において、「レントゲンは異常なし、右中指・環指のしびれ（知覚鈍麻あり）」と述べ、また、同医師は、同年○月○日の聴取において、右中指、右環指のしびれについては「疼痛の主訴はない、しびれの主訴のみ。」とし、同部位の可動域制限については「腱断裂等の機能障害は認められない。自動運動でもPIPは健側の1/2以上可動している。DIPに強直は認められない。」と述べている。

また、F医師は、○年○月○日付け意見書において、要旨、「○年○月○日付け右手レントゲン写真では、右中指並びに環指ともに骨傷はなく、関節障害も認められず、異常所見はない。主治医が○年○月○日に測定した右中指及び環指の関節運動範囲では障害等級に該当するような機能障害は認められない。同部位のしびれからみて神経系統の障害として『局部に神経症状を残すもの』に該当する。」と述べている。

当審査会としても、E医師及びF医師の意見は妥当であり、本件災害により残存する障害は、右中指及び環指に残存する神経症状であり、その障害の程度は障害等級第14級の9に該当するものと判断する。

イ 既に身体障害のあった者が、業務災害（又は通勤災害）によって同一部位について障害の程度を加重した場合は、労災則第14条第5項において、加重した限度で障害補償給付を行うこととされているが、同一部位に新たな障害が加わったとしても、その結果、障害等級表上、現存する障害が既存の障害よりも重くならなければ、加重には該当しないとされている。

そこで、請求人の既存の障害をみると、請求人は、○年○月○日負傷した頸部の治癒後に残存する神経症状に対し、障害等級第14級の9と決定され、同等級に応ずる障害補償給付を支給されている。その後、○年○月○日負傷の頸部、腰部、左足関節の傷病について、同年○月○日に治癒し、腰部に残存する神経症状は障害等級第14の9に該当すると認められ、既存障害と併

合の方法を用いて、準用第14級と認定されている。

本件傷病による請求人の障害の程度は、上記（2）アのとおり障害等級第14級の9に該当し、既存障害と併合の方法を用いて準用第14級と認定されるものである。したがって、当審査会としても、現存する障害が既存障害よりも重いものとは認められないことから、加重には該当しないものと判断する。

（3）このほか、請求人のその余の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するに足るものは見いだせなかった。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。